

## 仕組預金 預入期間延長特約付円定期預金(3年または5年満期) <愛称：ニュー パワード・ワン>

### 契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

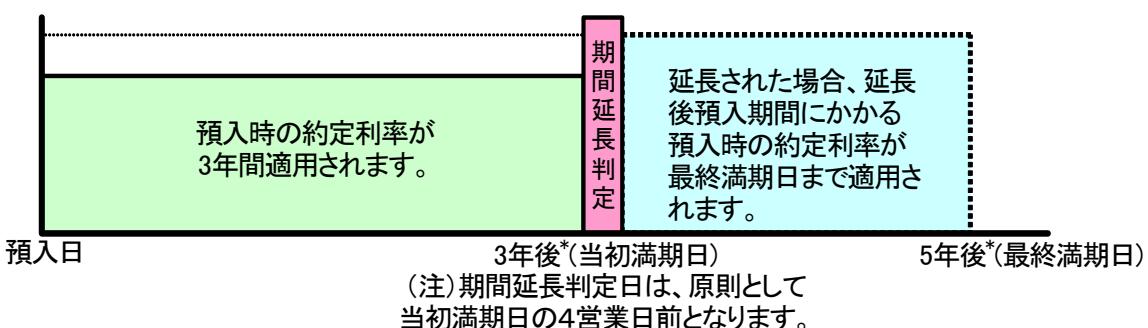
**この書面をよくお読みください。**

#### この預金の特性

##### 『期間延長について』

- この預金は、「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれた円定期預金です。  
預金保険の定額保護の対象です。お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみが保護されます。
- お客さまは、この預金のお申し込みにより、この預金の預入期間の延長を任意に決定する権利を当行に付与することになります。
- お客さまは、この預金の預入期間の延長を決定する権利を当行に付与する代わりに、この預金の当初3年間の利息については、同時期に当行パワーフレックス円定期預金に3年間預け入れた場合の利息よりも好利息を得ることを期待できます。
- 当行は、この預金の預入時から約3年が経過した時点で、この預金の預入期間をさらに2年間延長するか否かを任意に決定します(お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。)。したがって、預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。

#### 商品イメージ図



\*この預金については、当行所定の募集期間を設け、募集期間最終日の翌営業日の3年後の応当日を当初満期日、5年後の応当日を最終満期日とします。このため、実際の預入期間は、上記3年または5年の期間に、預入日から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなりますので、お申込の際は実際の預入日当初満期日および最終満期日を必ずご確認ください。

#### この預金の注意点

##### 『満期日について』

- 預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。この預金の預入期間を延長し、最終的な預入期間を3年間とするかまたは5年間とするかは、当行のみが決定することができます。

##### 『中途解約リスク』

- この預金は、期間延長決定の有無にかかわらず、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参考ください。

### 『余裕資金のお願い』

- 必ず、この預金の最終満期日まで(約5年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を最終満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

### 手数料について

- この預金へのお預け入れ・お引き出しに際し、お客さまにご負担いただく手数料は特にございません。ただし、満期日前にこの預金を解約のうえこの預金の預入元金を引き出される場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。中途解約に伴う損害金についての詳細は、後記「中途解約について」をご参考ください。

### 預入期間延長の決定について

- この預金の預入期間は、インフレなど経済情勢の変化等により、「3年後の市場金利(2年もの)」が「延長後のこの預金の適用利率」よりも高い場合に、期間延長が決定される可能性がより高くなります。この預金の期間延長が決定された場合には、この預金の最終的な預入期間は5年間となり、この場合、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を「延長後のこの預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うことになります。
- 逆に、「3年後の市場金利(2年もの)」が「延長後のこの預金の適用利率」よりも低い場合には、この預金の預入期間が当行により期間延長される可能性は低くなります。この預金の期間延長が決定されなかった場合には、この預金の最終的な預入期間は3年間となり、この場合、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を「期間延長が決定された場合に適用される適用利率」により運用することはできません。
- なお、この預金の期間延長は、「3年後の市場金利(2年もの)」と「延長後のこの預金の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の期間延長の決定に際しては、「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

### 中途解約について

#### この預金の中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される

預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくことになります。また、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくことになります。

#### 中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

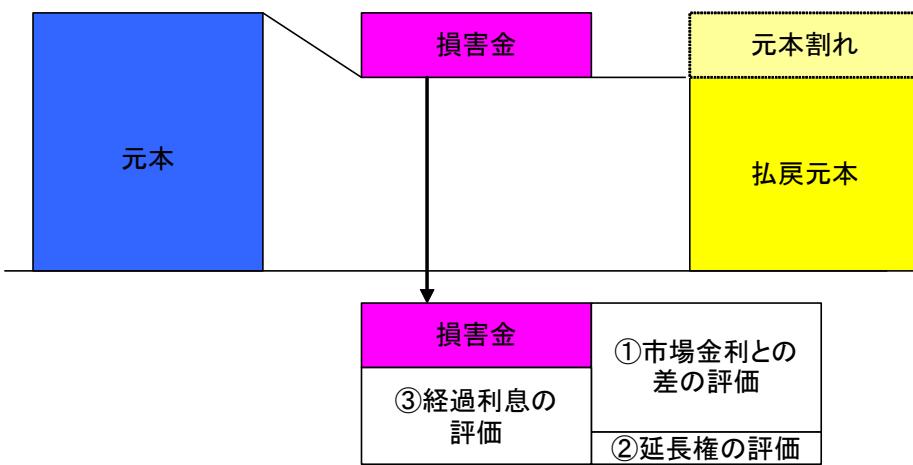
●この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。再構築額の計算は、中途解約時における「中途解約日から最終満期日までの期間(残存期間)に対応する市場金利」、「金利の変動性」、「この預金の適用条件」、および「当行の資金調達環境」などを要素として行われ、主に次の①ないし③の点から評価されます。

- ① 「この預金の適用金利」と「中途解約時の残存期間に対応する市場金利」との差
- ② 預入期間延長権の価値
- ③ 預入からの経過利息

●再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、市場金利が上昇すればするほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。市場金利との差は、「この預金の適用金利」と「残存期間(中途解約日から最終満期日まで)に対応する市場金利」との差について残存期間分を評価することとなります。したがって市場金利上昇により金利差が拡大すること、残存期間が長いことは、再構築額が上昇する要因となります。

●ご参考ですが、基準日現在における金利水準によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の3~4%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。また、この預金の預入日から1年後の市場金利等の情勢が現在と同水準であると仮定した場合には元本の1~2%程度、この預金の預入日から1年後の市場金利が1%上昇していたと仮定した場合には元本の5~6%程度(1%の4年分上昇)の損害金を、それぞれお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

#### 損害金イメージ図



このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現しているとは限りません。

[取扱銀行] 株式会社新生銀行

東京都千代田区内幸町2-1-8

[商品説明] 下記の事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1. 商品名	仕組預金 預入期間延長特約付円定期預金(3年または5年満期) <愛称: ニュー パワード・ワン>
2. 商品の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれた円定期預金です。</li> <li>預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。下記6で定める期間延長決定日に、当行が、この預金の預入期間をさらに2年間延長するか否かを任意に決定します(お客様に、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。)。</li> </ul>
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入通貨	円
5. 預入期間	<p>3年*1(当初預入期間)。自動継続のお取り扱いはございません。</p> <p>ただし、下記6により当行が期間延長を決定した場合には、さらに最終満期日まで2年間延長され、募集期間最終日の翌営業日*2の5年後の応当日(応当日が非銀行営業日*3の場合にはその翌銀行営業日を満期します。預入日が月末の場合、または応答日が存在しない場合には、預入日の属する月の最終の銀行営業日を満期日とします。)まで継続されることになります。当行の決定による期間延長が行われなかつた場合には、預入期間は3年*1に確定します。</p> <p>*1この預金については、当行所定の募集期間を設け、募集期間最終日の翌営業日の3年後の応当日を当初満期日、5年後の応当日を最終満期日とします(なお、応答日が非銀行営業日の場合には、その翌銀行営業日を満期日とします。預入日が月末または、応答日が存在しない場合には、預入日の属する月の最終の銀行営業日を満期日とします。)。このため、実際の預入期間は、上記3年または5年の期間に、預入日から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなりますので、お申込の際には、実際の預入日、当初満期日および最終満期日を必ずご確認ください。</p> <p>*2営業日とは、当行所定の窓口営業日をいいます。</p> <p>*3銀行営業日とは、東京およびロンドンにおいて一般に銀行が営業を行っている日をいい、非銀行営業日とは銀行営業日以外の日をいいます。以下同じ。</p>

6. 期間延長	期間延長決定日(原則として当初満期日の4営業日前)に、最終満期日までの期間延長をするか否かを当行が任意に決定します。この期間延長の決定は、当行のみが行うことができます。						
7. 期間延長の判断	<p>・インフレなど経済情勢の変化等により、「3年後の市場金利(2年もの)」が「延長後のこの預金の適用利率」よりも高い場合は、期間延長が決定される可能性が高くなります。この預金の期間延長が決定された場合には、この預金の預入期間は約5年間となり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れの資金を、「期間延長後のこの預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うことになります。</p> <p>・逆に、「3年後の市場金利(2年もの)」が「期間延長後のこの預金の適用利率」よりも低い場合には、この預金の期間延長が決定される可能性は低くなります。この預金の期間延長がなされなかった場合には、この預金の預入期間は約3年間となり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れの資金を、期間延長された場合に適用される金利により運用することはできません。</p> <p>・なお、この預金の期間延長は、「3年後の市場金利(2年もの)」と「延長後のこの預金の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の期間延長の決定に際しては、「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。</p>						
8. 預入方法	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。						
9. 最低預入金額・預入単位	<table> <tr> <td>店頭による預入の場合</td> <td>300万円以上、1円単位</td> </tr> <tr> <td>新生パワーコール(テレfonバンキング)による預入の場合</td> <td>300万円以上、1円単位</td> </tr> <tr> <td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td> <td>30万円以上、1円単位</td> </tr> </table>	店頭による預入の場合	300万円以上、1円単位	新生パワーコール(テレfonバンキング)による預入の場合	300万円以上、1円単位	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	30万円以上、1円単位
店頭による預入の場合	300万円以上、1円単位						
新生パワーコール(テレfonバンキング)による預入の場合	300万円以上、1円単位						
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	30万円以上、1円単位						
10. 元金の払戻方法	上記6による期間延長の有無に応じ、当初満期日または最終満期日に、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより、一括して払い戻します。						
11. 適用利率	<p>当初預入期間 : 当初預入期間にかかる預入時の約定利率を適用します。</p> <p>延長後預入期間 : 延長後預入期間にかかる預入時の約定利率を適用します。</p> <p>具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。</p>						
12. 利息の支払方法	当初預入期間にかかる利息は当初満期日に、上記6による期間延長を行った場合の延長後預入期間にかかる利息は最終満期日に、それぞれお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。						
13. 利息の計算方法	当初預入期間については預入日から当初満期日の前日までの日数、延長後預入期間については当初満期日から最終満期日の前日までの日数につき、それぞれ付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により算出します。端数は切り捨てます。						
14. 満期日以降の利息	満期日(預入期間が延長された場合は最終満期日)以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス円普通預金の商品説明書をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。						
15. 中途解約の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金の中途解約は原則としてできません。</li> <li>・当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、元本金額から満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。</li> <li>・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、上記「中途解約について」をご参照ください</li> </ul>						

	い。
16. その他手数料	特にございません。
17. 当座貸越サービス	パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象です。
18. 付加できる特約事項	ございません。
19. 税金の概要	利息は、源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
20. 預金保険	預金保険の定額保護の対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみが保護されます。
21. 認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。
22. その他参考となる事項	<p>・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日(期間延長がなされた場合には最終満期日)前にこの預金が解約される場合には、上記15に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびこれに伴う費用をご負担いただくことになりますので、元本金額から満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額のみが払い戻されることになります。</p> <p>・必ず、この預金の最終満期日まで(約5年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を最終満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることを、ご確認のうえ、お申し込みください。</p>
23. お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860